

# 他都市等食の安全・安心確保に関する条例比較表

資料3-2

	項目	北海道 食の安全・安心条例	東京都 食品安全条例	名古屋市 食の安全・安心条例	京都市 食品等の安全性及び安心 な食生活に関する条例	
条文数	—	35	31	26	21	
骨格的項目	前文	○		○	○	
	目的	○	○	○	○	
	定義	○	○	○	○	
	基本理念	○	○	○	○	
	主体間の責務	市等の責務	○	○	○	○
		事業者・生産者等の責務	○	○	○	○
		市民との責務	○	○	○	○
	国及び他の地方公共団体との連携・協 調	○	○	○	○	
	調査研究の推進	○	○	○	○	
	基本計画等の策定・公表	○	○	○	○	
	危機管理体制の整備	○	○	○	○	
推進体制の整備(審議会等の設置)	○	○	○	○		
標準的項目	検査及び監視体制の整備	○	○	○		
	適正な表示の推進	○	○	○		
	市民等意見の反映	○	○	○		
	環境への配慮	○	○			
	国への協力要請・提言		○		○	
	情報の収集・提供	○		○	○	
	情報の分析・評価等		○			
	情報開示の促進		○	○		
	情報の共有化・意見交流	○	○			
	生産者・事業者等への技術的支援	○	○			
	教育の充実	○	○		○	
	人材の確保・育成	○		○		
	自主回収報告制度		○	○	○	
	回収等に対する指導等		○	○	○	
	認証等による自主管理の推進	○	○	○	○	
規則への委任		○	○	○		
特徴的項目	議会への年次報告及び公表	○				
	立入調査等の実施		○			
	措置勧告・公表の実施		○			
	緊急時対応の措置勧告・公表			○		
	安全な食品 の生産等の 確保	クリーン農業等の推進	○			
		遺伝子組換作物	○			
		家畜伝染病の蔓延防止	○			
		水産物の安全確保	○			
	表彰				○	
	トレーサビリティ	○	○			
財政上の措置	○					
罰則		○				

<補足>

原則、構成としては、食の安全・安心に係る「理念」、主体間の「責務(役割)」の明確化、基本的な施策として「計画作成」及び「推進体制の整備」の規定による。